

事務連絡

昭和62年12月4日

各都道府県職業能力開発主管課長 } 殿
雇用促進事業団職業訓練部施設課長 }

労働省職業能力開発局管理課

課長補佐 本田 授

公共職業訓練施設における吹付け石綿等の使用状況
について

標記について、業務上の参考に資するため、下記により調査を行
うこととしましたので、別添調査表を作成の上、昭和63年1
月30日までに提出されるようお願いいたします。

記

1. 調査対象

(1) 都道府県関係

職業訓練校、身体障害者職業訓練校（国立を含む）及び成
人訓練センターとする。

(2) 雇用促進事業団関係

職業訓練大学校、職業訓練短期大学校、技能開発センター
及び高等職業訓練校とする。

2 調査内容

公共職業訓練施設のうち、天井、壁等について吹付け石綿及び石綿を含有する建材（以下「石綿等」という。）が使用されていると判断される施設について、石綿等の使用場所、面積、現況、種類及び当該施設の施工年月等を調査する。

なお、石綿等の判定については、別紙「石綿等の判定方法等について」を参照の上行われたい。

別紙

「石綿等の判定方法等について」

1. 吹付け石綿とは

吹付け石綿とは、原料が石綿とセメントからなっており、そのうち石綿が主体となつているものをいい、吹付けに用いられている石綿としては、クリソタイル、アモサイト、青石綿（クロシドライト）がある。

2. 石綿等の判定方法

吹付け石綿は、施設施工に当たつて吸音、断熱等の有効な手段として用いられてきたが、昭和50年9月の特定化学物質等障害予防規則の改正により、吹付け作業等にあたる労働者の安全衛生上の問題から現在においては、原則として禁止されている。そのためこの時期以前に施工された施設には、石綿が多く含まれている可能性があると考えられる。また、その間、昭和46年頃からは、次第に吹付け石綿に変わつて、吹付けロックウール（岩綿）が用いられるようになってきているが、これについても別表1のとおり過去においては、石綿が配合されているので注意が必要である。

<具体的判定方法>

(1) 設計図、仕様書等が保存されている場合は、それらを参照

の上石綿等が使用されているかどうか判断する。

なお、石綿等の商品名等については、別表2を参考とされたい。

(2) 現地調査等による確認

イ 吹付け材の色の感じが濃い青色をしている場合

この場合は、青石綿（クロシドライト）が吹付けられている可能性がある。（このような色の吹付け材は、他の石綿、ロックウールには見られない。）なお、吹付け表面の色が白つぼい色でも、吹付け内部が濃い青色をしている場合（青石綿が使用されている）があるので注意すること。

ロ 吹付け材の色の感じが白つぼい色かグレーっぽい色をしている場合

この場合は、石綿の種類としては、クリソタイル、アモサイトが考えられ、また石綿以外としては、ロックウールが考えられる。ロックウールの場合は、シヨット（粒）が混入しており繊維径が太く折れやすく、繊維は束になつていないことを判断の目安とされたい。

なお、上述した方法等では、判定が困難で細かな定性分析を必要とする場合、分析機関として次のような機関等があります。（これらの機関では、分析を郵送でも受付けておりますが、分析に当たっては所要の経費（定性分析： /

件当たり / 万円程度) が必要となります。)

中央労働災害防止協会の安全衛生サービスセンター

この機関は労働衛生検査センター(東京都港区芝5-35-1 / 電話03-452-6841) 及び地区安全衛生サービスセンターがありそれらへの連絡は下表によります。

地 区 名	住 所	電 話 番 号
北海道安全衛生サービスセンター	札幌市中央区南19西9	011-512-2031
東北安全衛生サービスセンター	仙台市上杉1-3-34	0222-61-2821
関東安全衛生サービスセンター	横浜市神奈川区鶴屋町	045-312-6446
中部安全衛生サービスセンター	名古屋市熱田区白鳥	052-682-1731
中部安全衛生サービスセンター (北陸支所)	富山県安住町3-14 富山県建設会館	0764-41-6420
近畿安全衛生サービスセンター	大阪市東区備後町2-51	06-201-0361
中国四国安全衛生サービスセンター	広島市南区稲荷町4-1	082-261-2421
中国四国安全衛生サービスセンター (四国支所)	高松市番町4-2-32 甲子馬堂ビル3F	0878-61-8999
九州安全衛生サービスセンター	福岡市博多区石城町	092-271-0935

別表 /

吹付け石綿等の使用目的、使用時期等

区分	石 綿 (アスベスト)		岩 綿 (ロックウール)	
	吸音・断熱用	耐火被覆用	吸音・断熱用	耐火被覆用
使用場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビルの機械室 ボイラー室等の 天井、壁 ○ ビル以外の建 造物（体育館、 講堂、温泉の建 物、工場、船舶 等）の天井、壁 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3階建以上の 鉄骨構造の建築 物のはり、柱等 ○ 床面積の合計 が200m²以上の 鉄骨構造の建築 物のはり、柱等 	[使用場所は、石綿に同じ]	
使用期間	<p>昭和31年頃から</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>昭和50年9月30日 特化則第38条の7施行 石綿等を吹き付ける作業に労働 者を従事させることを原則として 禁止した。</p>	<p>昭和38年頃から</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	<p>昭和43年頃から</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>(昭和54年 配合割合変更)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>昭和55年頃まで(下欄参照)</p>	<p>昭和46年頃から</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>(昭和53年 配合割合変更)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>
配合の割合	<p>石綿 約70%</p> <p>セメント 約30%</p>	<p>46.4.2.</p> <p>石綿 60~40%</p> <p>セメント 40~60%</p>	<p>44.12.18.</p> <p>ロックウール 85~50%</p> <p>セメント 15~30%</p> <p>石綿 0~25%</p> <p>54.11.19.</p> <p>ロックウール 75~55%</p> <p>セメント 25~40%</p> <p>石綿 5%未満</p> <p>55.3.12.</p> <p>ロックウール 85~60%</p> <p>セメント 15~40%</p>	<p>46.4.2.</p> <p>ロックウール 75~40%</p> <p>セメント 25~40%</p> <p>石綿 0~30%</p> <p>53.10.5.</p> <p>ロックウール 75~55%</p> <p>セメント 25~40%</p> <p>石綿 5%未満</p> <p>55.9.6.</p> <p>ロックウール 75~60%</p> <p>セメント 25~40%</p>

別表 2

石綿等の商品例及びメーカー名

1. 吹付け石綿

商 品 名	メ ー カ ー 名
プロベスト	㈱ ア ス ク
オパベスト	㈱ 大阪パッキング製造所
サーモテックス A	ナ イ ガ イ ㈱
トムレックス	ニ チ ア ス ㈱
リンペット	日本バルカー工業 ㈱
ノザワコーベックス	㈱ ノ ザ ワ
ハイワレックス	平和アスベスト ㈱
スターレックス	明 星 工 業 ㈱

(日本石綿製品工業会調べ)

2. 吹付けロックウール

商 品 名	メ ー カ ー 名
スプレーテックス	日東紡績 ㈱、東洋岩綿工業 ㈱
ニツカウール	日本ニツカウール ㈱

プロベスト R	(株) ア ス ク
ノザワコーベツクス R	(株) ノ ザ ワ
アサノスプレーコート	日本セメント(株)
バルカロツク	日本バルカー工業(株)
オパベスト R	(株) 大阪パツキング製造所
ベリーコート R	(株) 和 久 産 業
タイカレツクス	耐火被覆工業協同組合

(ロックウール工業会調べ)

(注) 吹付けロックウールについては、同一の商品名であつても、施工された時期等によつて石綿の含有率(別表/参照)が異つているので注意されたい。

別添

公共職業訓練施設等における吹付け石綿等使用状況調査表

都道府県名(雇用促進事業団)

公共職業訓練施設名	使用場所	室数等	使用部位	延面積	石綿等の種類	施工年月	現況	等
				m ²		年 月		